

大阪デザイン振興プラザ レンタルスペース規約

2018年12月1日 制 定

2019年 6月1日 一部改正

(総則)

第1条 この規約は、大阪デザイン振興プラザ（以下「ODP」という。）の施設の利用に関して必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 ODPのレンタルスペースとして貸し出す施設及びその附属備品（施設にはODPの廊下等の共用部を含む。以下「施設等」という。）の維持管理並びに利用調整を含む貸出業務等を行うため、事務局を設置する。

2 事務局は、大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟10階 大阪デザイン振興プラザ内に設置する。

3 事務局の業務は、公益財団法人大阪産業局が行う。ただし、次に掲げる業務は、アジア太平洋トレードセンター株式会社が行う。

- (1) 第9条第1項に定める施設等の利用許可及び第13条第1項に定める利用許可の取消に関する事
- (2) 第10条に定める利用料金の収受に関する事

(利用範囲)

第3条 施設等の利用は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

- (1) デザインに関連する展示会、展覧会、発表会、講演会、撮影会その他これに類するもの
- (2) デザイナーの人材育成に関するもの
- (3) デザイナーの交流促進に関するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事務局が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等を利用することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の利益となるもの
- (2) 法令又は公序良俗に反するもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動を目的としたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ODPの運営趣旨に合致しないと事務局が判断したもの

(利用資格)

第4条 施設等の利用申込みができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 18歳以上の個人又は法人その他の団体であること。ただし、法人格を有しない団体又は学校による利用にあつては、代表者又は引率者が18歳以上であること。
- (2) 過去に第13条による利用の取消を受けたことがないこと

(施設の利用日及び利用時間)

第5条 施設を利用できる日及び時間は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日並びに12月29日から翌年1月3日まで（以下「休館日」という。）を除く日の午前10時から午後6時までとする。

- 2 事務局が特に必要と認めるときは、前項の利用時間を午後8時まで延長するほか、休館日において臨時に施設を開館することがある。
- 3 事務局は、建物又は設備の保守点検その他特別の事由があるときは、第1項に定める日以外に臨時に休館日を設け、又は開館時間を変更することができる。

(施設の仕様)

第6条 施設の仕様は、別表第1のとおりとする。

(施設の利用料金)

第7条 施設の利用料金は、次表の基本料金並びに第3項及び第4項に定める金額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

施設名	単位	基本料金
デザインギャラリー	1日につき	30,000円
デザインショーケース（1室につき）	1日につき	10,000円
多目的ルーム	1日につき	20,000円
交流サロン	1日につき	10,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、搬入又は搬出のみに施設を利用する場合は、基本料金を第1項の表に掲げる金額の半額とする。
- 3 第5条第2項により施設を延長して利用する場合は、施設ごと（デザインショーケースにあっては1室ごと）に1時間につき2,500円の延長料金を第1項の基本料金に加算する。
- 4 事務局が特別な事由があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、別に施設の利用料金を定め、又は利用料金の全部又は一部免除することがある。

(附属備品の利用料金)

第8条 附属備品の種別及び数量は別表第2のとおりとする。

- 2 附属設備の利用料金は、別表第2に掲げる金額に消費税及び地方消費税を加算したものである。
- 3 事務局が特別な事由があると認めるときは、附属設備の利用料金を免除することがある。

(利用申込手続き)

第9条 施設等を利用しようとする者は、事務局が定める方法により利用申込みを行い、次に定める利用料金の支払いを完了したうえで、事務局の利用許可を得なければならない。

- 2 前項の利用申込みの受付期間は、利用しようとする日の12か月前の日の属する月の1日（この日が休館日に当たるときは、その日以後の最初の開館日）から前日までとする。ただし、休館日は利用申込みの受付を行わない。
- 3 利用申込みは、前項の期間における先着順とする。
- 4 施設等を利用しようとする者は、第1項の利用申込みの前に仮予約することができる。この場合、仮予約の日を含む14日以内に第1項の利用申込みをしなければならない。

5 交流サロンを利用しようとする者は、他の施設と併せて利用申込みをしなければならない。

(利用料金等の支払い)

第10条 施設等の利用申込みをした者（以下「申込者」という。）は、事務局からの請求に基づき、第7条及び第8条に定める利用料金を利用日の前日までに事務局指定の金融機関口座への振込みにより支払わなければならない。

2 前項の支払いに伴う振込手数料は、申込者の負担とする。

3 既納の利用料金は還付しない。ただし、事務局が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(利用申込みの取消)

第11条 利用者（施設等の利用許可を得た者をいう。以下同じ。）は、利用許可を得た後に、当該利用申込みを取り消すことができる。

2 前項の場合、事務局は、利用者が事務局に利用申込みの取消を通知した日（以下「取消日」という。）から利用日までの期間に応じ、利用者から次表に定めるキャンセル料及び還付に必要な経費を徴収する。

取 消 日	キャンセル料
利用日の4営業日前まで	なし
利用日の3営業日前	当該施設利用に係る利用料金の50%
利用日の2営業日前から当日	当該施設利用に係る利用料金の100%

3 利用者の責によらない利用申込みの取消しその他事務局が特別な事由があると認めるときは、前項のキャンセル料等を徴収しない。

(利用申込の拒否)

第12条 事務局は、第9条第1項の利用申込の内容が第3条及び第4条に定める要件に該当しないと認めるとき又は利用申込の内容に虚偽があると認めるときは、その利用申込を拒否することができる。

(利用許可の取消)

第13条 事務局は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用許可を取り消すことができる。

(1) 第9条第1項の利用申込の内容に適合しない利用をしたとき又はするおそれがあるとき

(2) 利用許可をした後に前条の拒否理由に該当することが判明したとき

(3) 第15条の禁止事項に違反したとき又は違反するおそれがあるとき

(4) 事務局の指示に従わないとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、事務局において当該利用者に施設の利用を継続させることが不相当と認めるとき

2 前項により利用許可を取り消した場合において、事務局は、当該取消しに伴い利用者が発生した損害に関する賠償の責を負わない。

(利用者の責務)

第14条 利用者は、施設等の利用に関する事務局の指示に従わなければならない。

2 施設等の利用に際して、施設等を破損、汚損又は滅失したときは、利用者は、事務局の指示するところにより原状回復又はその損害を賠償しなければならない。

(禁止事項)

第15条 利用者は、施設等の利用にあたって次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する行為
- (2) 建物、付帯設備及び附属備品を破損、汚損又は滅失するおそれがある行為
- (3) 火気及びガス類の利用並びに高圧ガス、ガソリン、灯油その他危険物の持込み
- (4) 政治及び宗教に関する宣伝及び勧誘行為
- (5) 施設等の利用に関する権利の第三者への譲渡及び転貸
- (6) 施設内での飲食及び喫煙。ただし、事務局の許可を得た場合を除く。
- (7) 騒音及び悪臭を発生させる行為
- (8) 事務局の許可を得ない施設内での販売行為
- (9) その他ODPのオフィス入所者及び他の利用者に迷惑を及ぼす行為

(免責事項)

第16条 天災地変その他やむを得ない事由により施設等を利用できなかったことにより、利用者に生じる損失について、事務局はこれを賠償する責を負わない。ただし、当該利用できなかった期間にかかる施設等の利用料金（既納のものに限る。）については、これを還付する。

2 施設等の不備により利用者に生じる損失の補償額は、当該施設等の利用料金を上限とする。

(個人情報利用)

第17条 施設等の利用申込みにあたり事務局に提出された個人情報の利用については、別に定めるプライバシーポリシーに基づき、施設等の利用許可その他施設等の利用に係る事務に限るものとする。

(規約の変更)

第18条 この規約は、予告なく変更することがある。

2 前項の場合において、変更前に利用許可を得た利用に係るものであっても、変更後の規約を適用する。ただし、消費税及び地方消費税を加算する前の利用料金については、なお従前の例による。

(管轄裁判所)

第19条 この規約に定めのない事項については、日本国の法令によって判断されるものとし、この規約に関する一切の紛争に関して訴訟を提起する場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

附 則 (2018年12月1日制定)

- 1 この規約は、2018年12月1日から適用する。
- 2 大阪デザイン振興プラザ レンタルスペース規約（平成29年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規約の制定時に既に利用許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (2019年6月1日一部改正)

この規約は、2019年6月1日から適用する。

別表第1

レンタルスペースの仕様

(1) デザインギャラリー

項目	仕様
面積	363㎡
天井高	2.8m
内装	床面：Pタイル 壁面：プラスターボード／ホワイト塗装 天井：スケルトン天井
照明	調光による可変ライティング

(2) デザインショーケース

項目	仕様
面積	1室あたり 70㎡×4室 ≒ 280㎡
天井高	2.5m
内装	床面：木質プリント床・Pタイル 壁面：プラスターボード／壁紙 天井：スケルトン天井
照明	調光による可変ライティング

(3) 多目的ルーム

項目	仕様
面積	244.57㎡
天井高	2.8m
内装	床面：タイルカーペット 壁面：プラスターボード／ホワイト塗装 天井：ボード仕上げ
照明	LED照明
収容人数	最大着席 100名

(4) 交流サロン

項目	仕様
面積	121㎡
天井高	2.8m
内装	床面：タイルカーペット 壁面：プラスターボード・木質柄プリントプラスターボード 天井：プラスターボード
照明	LED照明／調光による可変ライティング
収容人数	最大着席 50名

別表第2

貸出備品と利用料金

備品名	仕様等	数量	利用料金
ピクチャーフック		200	無 料
スポットライト		230	
展示台	W450×D450×H750 (mm)	11	
	W450×D600×H750 (mm)	4	
	W450×D750×H770 (mm)	1	
	W450×D1,000×H780 (mm)	1	
	W450×D1,200×H750 (mm)	2	
	W600×D600×H630 (mm)	4	
	W600×D600×H750 (mm)	5	
	W600×D600×H780 (mm)	1	
	W600×D750×H630 (mm)	1	
	W600×D900×H780 (mm)	1	
	W600×D1,350×H630 (mm)	1	
	W700×D700×H700 (mm)	7	
	W750×D750×H750 (mm)	2	
	W750×D900×H600 (mm)	1	
段ボール展示台	W600×D600×H700 (mm)	50	
透明アクリルカバー	W450×D450×H300 (mm)	2	
	W450×D450×H450 (mm)	3	
	W590×D440×H305 (mm)	1	
	W750×D450×H450 (mm)	1	
	W900×D900×H450 (mm)	3	
パーティション	W1,200×H1,800 (mm)	25	
パーティション (脚)		28	
サインポール		20	

ホワイトボード		2	
ワイヤレススピーカーセット	1セットにつきマイク1本	2	
机	W1,800×D450×H700 (mm)	50	
椅子		165	
スピーカーセット	YAMAHA (Portable PA System MODEL STAGEPAS 400BT)	1	
スピーカーセット	YAMAHA (Portable PA System MODEL STAGEPAS 300)	1	
有線マイク		4	
マイクスタンド (床置き)		1	
マイクスタンド (卓上)		3	
プロジェクター	リコー PJ WX3351N	1	
プロジェクター	キヤノン LV-7490	1	
スクリーン	W1,800×H2,430 (mm)	1	
ステージ	W1,800×D900×H200 (mm)	4	
カメラ	キヤノン EOS 6D Mark II バッテリー、メモリ カード、カラーチェッカー付	1	3,000円
レンズ	キヤノン EF100mm F2.8L マクロ IS USM	1	1,000円
三脚	マンフロット MK190XPR03-3W	1	1,000円
ストロボ	サンスターMONOSTAR C3	2	1,000円
リモートシンクロ	サンスター	1	500円
ソフトボックスM	フォトフレックスライトドームM W610×D810×H430 (mm) コネクター付	1	800円
ソフトボックスS	フォトフレックスライトドームS W410×D560×H330 (mm) コネクター付	1	500円
ホワイトアンブレラ	2本セット	1	500円
フラッシュメーター	コメット EX-2	1	500円
スーパーブーム	マンフロット黒 2,700mm 2本セット	1	500円
スタンド	GIN-ICHI GP0112 40インチダブルライザーグ リップスタンド・キッド 1,450~3,300 (mm) 6本セット	1	500円
ウエイト	4kg/個 2個セット	1	200円
KPボード	910×1,820 (mm)	1	500円
白デコラ板	940×1,850 (mm)	1	500円
メラミン貼りKBボード・ スタンドセット	910×1,810 (mm)	1	800円

白バックペーパー	2,000×5,500 (mm)	1	500円
オートボール／オートボールベース	マンフロット076B／032BASE (各2本セット) ボール長 1,500～2,700 (mm)	1	500円
ボール	ボール長 1,700～3,070 (mm) (2本セット)	1	200円
クリップ	10個セット	1	200円
スーパーランプ	4個セット	1	200円
ディフューザー	W2,200mm	1	250円
ディフューザーアーム	2本セット	1	250円
箱馬	250×380×600 (mm) 2個セット	1	100円

【注】

- 1 この表に掲げる利用料金は、数量1単位の1日あたりの金額とする。